墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年１２月１１日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第３５号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年墨田区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２５」を「１００分の３７」に改める。

別表中「９１８，０００円」を「９１３，０００円」に、「７８９，０００円」を「７８４，０００円」に、「６５３，０００円」を「６４９，０００円」に、「６３０，０００円」を「６２６，０００円」に、「６１１，０００円」を「６０７，０００円」に改める。

第２条　墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の３７」を「１００分の２５」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１７３．５」に改める。

付　則

この条例は、令和２年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年４月１日から施行する。